

令和8年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務 仕様書

1 業務の名称

令和8年度広報部公式Instagramアカウント運用支援業務

2 目的

本業務は、委託者が保有する広報部公式Instagramアカウントを用いて、より幅広い層の市民に対し、Instagramの特性を踏まえて効果的に市政情報を発信することで、市民理解の促進と市政参加の拡充を図ることを目的とする。

3 契約の履行期間

契約締結日から令和9年(2027年)3月31日までとする。

4 業務内容

委託者が保有するInstagramアカウント(@sapporo_prd)において、インフルエンサーと連携し、専門的な知見を活かした情報発信を行う。実施にあたっては、企画・発信の方法等を具体的に示すとともに、幅広い層の市民の興味・関心を引きつけ、投稿の拡散やフォロワーの拡大が期待できる内容を企画すること。

(1) インフルエンサーの選定

ア インフルエンサー自身のInstagramアカウントのフォロワー数が5,000人以上であること。なお、インフルエンサーの出身地は問わない。

イ インフルエンサー自身のInstagramアカウントで発信している直近1か月(令和8年1月1日～令和8年1月31日)の投稿(リール投稿・フィード投稿)の平均閲覧回数が10,000回以上であること。

ウ 本業務の目的を理解し、特定の分野に限らず市政全般に関する情報発信を行うこと。

(2) 情報発信の手法・アカウント運営

ア 日本語で新たに月3回程度のリール投稿(90秒以内のショート動画投稿)、月5回程度のフィード投稿(静止画投稿)を行うこと。この投稿のためのショート動画及び静止画等の作成にあたっては、原則受託者(インフルエンサー)が取材、撮影、編集等を行うこと。前記投稿回数は、委託者が直接行った投稿は除くものとする。別途ストーリーズ投稿(投稿後24時間を経ると表示がされなくなる機能)を行うことも可能とするが、前記投稿回数には含めない。

イ 必要に応じ、(1)で選定したインフルエンサーが、自身が有するInstagramアカウントでポストやリポスト(自分の投稿として再投稿)、ストーリーズでの共有をする等、拡散に資する効果的な発信をすること。

ウ 投稿は、事前に委託者の校正を受け、委託者が指定するハッシュタグを掲載すること。

エ コメント欄は原則封鎖すること。コメントを受け付ける場合は、事前に委託者と協議し、コメントに対する対応手段を明確にすること。

オ 広報部公式Instagramが多くの利用者に閲覧されるよう、拡散に向けた取り組みを行うこと。

カ 本業務に係るインフルエンサーのすべての活動費用(交通費、謝礼等)は受託者が負担すること。また、活動における撮影許可関係は原則委託者または受託者が実施すること。

キ 実施においては、別紙「広報部公式インスタグラムアカウント運用ポリシー」を遵守す

ること。

ク アカウントやパスワードの管理を徹底し、外部に漏洩しないよう適切に保管すること。

パスワードは以下の条件を満たす推測されにくいものを設定することとし、業務委託期間中2回以上変更のうえ、委託者と共有すること。

(ア) 英数字記号を混在させ8桁以上であること(アルファベットの大文字及び小文字の両方を用い、数字や記号を織り交ぜる等)

(イ) 過去に漏えいしたパスワードではないこと

(ウ) 当人の関連情報(名前、電話番号、生年月日等)からは推測できること

(エ) 英単語など、辞書に含まれる文字列をそのまま使用していないこと

(オ) 同じ文字の繰り返しやわかりやすい並びの文字列ではないこと

(カ) 利用者に異動・退職があった場合、パスワードを変更すること

(3) アカウント運用に係る支援・助言

委託者のInstagramアカウントが市民理解の促進と市政参加の拡充に向けて効果的な媒体となるよう、(2)で定める情報発信以外の内容(アカウントのプロフィールページの作成及びコンセプト設定等、運用全般に係る事項)について、適切かつ効果的な支援・助言を行うこと。

(4) 打ち合わせ

効果的なプロモーションの実施のため、受託者(インフルエンサー)は、原則1か月に1回以上、委託者と対面(オンラインミーティングを含む。)で打ち合わせ等を行い、意向を丁寧に聞き取りながらプロモーションを進めるとともに、その効果を都度確認し、必要に応じ手法の見直し・改善を行うこと。また、前月の業務内容に関する報告を行うこと。

(5) 成果物の納入

下記の形式及び仕様等に基づき、本業務のために作成した静止画・動画データを提出すること。

ア 形式：静止画の場合JPEG、JPG、PNGのいずれか。動画の場合WMV、MP4、MOVのいずれか。

イ 仕様等：委託者が受領可能な手法により、作成した静止画・動画データを提出すること。

(6) 報告書作成

受託者は、毎月の業務内容に関して、新規投稿の公開日時、内容、いいね数、リーチ数、コメント等を記した業務報告書を毎月の業務完了後、原則1週間以内に、業務完了届と併せて提出すること。ただし、3月実施分は令和9年3月31日(水)までに提出すること。

(7) 留意事項

投稿後、投稿 자체を見直す必要が生じた場合は、委託者の指示のもと迅速に投稿の削除や再投稿を行うこと。

(8) 独自提案

本事業の実施にあたって考えられる独自企画の提案は妨げない。特に、Instagramを活用した市民理解の促進と市政参加の拡充につながるような革新的なアイデアや、他の広報媒体と掛け合わせた効果的な情報発信の手法に関する提案を歓迎する。

5 権利関係

(1) 本業務の履行にあたり、疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方の協議により処理する。

(2) この仕様に定めのない事項については、委託者及び受託者で協議の上、決定すること。

- (3) 受託者は関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (4) 委託者又は委託者の関係者から提供を受けた資料等は、本業務にのみ使用するものとする。ただし、第三者に提供する場合であらかじめ委託者の承諾を得たものについては、この限りではない。
- (5) 本業務の遂行にあたり、必要がある場合は相互調整のため打ち合わせを行うものとする。
- (6) 本業務の遂行に伴う打ち合わせ、資料、計画等の内容については、外部に漏洩しないこと。なお、本契約が終了し、また解除された後においても同様とする。
- (7) 受託者は、本業務の遂行にあたり、第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないことを保証すること。
- (8) 成果品の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者が自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償するものとする。
- (9) 受託者は、委託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第23条(公衆送信権等)、第26条の2(譲渡権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作権者の権利)に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。

6 環境への配慮について

本業務においては、委託者が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

7 その他

本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。